

会 議 録

会 議 名	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会（令和元年度第2回）		
事 務 局	生涯学習課 文化財係		
開 催 日 時	令和元年10月11日（金）午前10時から11時45分		
開 催 場 所	第二庁舎8階801会議室		
出 席 委 員	亀山 章委員長 小野良平委員 椎名豊勝委員 伊東 孝委員		
欠 席 委 員			
出 席 職 員	道路管理課永井道路管理係長 環境政策課小林緑と公園係長 <事務局> 関生涯学習課長 山崎文化財係長 高木主事（学芸員）		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	5人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
	<p>1 議 題</p> <p>(1) 第1回委員会の視察結果について</p> <p>(2) 小金井橋～新小金井橋区間整備事業について</p> <p>(3) 今後の整備事業について</p> <p>(4) その他</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 小金井桜現況把握調査について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 東京都水道局作業説明会について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 台風への対応について</p> <p>2 次回の会議日程</p> <p style="padding-left: 2em;">日 時 令和2年2月14日（金）午前10時から</p> <p style="padding-left: 2em;">場 所 第二庁舎8階801会議室</p> <p>3 配付資料</p> <p>(1) 令和元年度第1回小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会 視察結果 …資料1</p> <p>(2) 史跡・名勝の小金井市域図 …資料2</p> <p>(3) 名勝小金井（サクラ）復活事業（小金井橋から新小金井橋間の補植計画）令和元年度 …資料3</p> <p>(4) 茜屋橋～小金井橋区間における植樹位置（案） …資料4</p> <p>(5) 参考写真</p> <p>(6) 東京文化財ウィーク2019（通年公開編）</p> <p>(7) 東京文化財ウィーク2019（特別公開・企画事業編）</p> <p>(8) 東京の文化財第127号</p>		

## 会 議 結 果

関生涯学習課長 皆さんお忙しい中、また台風が来ている中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから令和元年度第2回玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会を開催いたします。

議題に先立ちまして、本日の配付物の確認をさせていただきます。

山崎文化財係長 それでは、配付物の確認をさせていただきます。

まず、次第、両面刷りの資料、番号1から4と記載されているものと、参考写真と書かれたもの1枚、そして、文化財ウィーク2019の通年公開編と特別公開編のパンフレット、東京の文化財第127号です。不足があればお申しつけください。

関生涯学習課長 それでは、この後の進行は、亀山委員長にお願いしたいと思います。

亀山委員長、よろしくお願いたします。

亀山委員長 おはようございます。早速始めます。次第に従いまして、議題1、第1回委員会、前回現地視察をいたしましたので、その結果について、報告を願います。

### 1 議 題

#### (1) 第1回委員会の視察結果について

高木主事(学芸員) 第1回の委員会は現地で視察を行いましたので、その結果をご報告いたします。資料1をご覧ください。当日は、亀山委員長、椎名委員、伊東委員にご参加いただきまして、小金井市からは生涯学習課の他に道路管理課、環境政策課の職員、東京都からは教育庁、水道局の職員、そして小平市スポーツ文化課の職員が参加いたしました。その際に委員のご指摘があったものについてまとめたものです。読み上げます。視察は、平成31年4月5日(金)午前10時から11時半まで、平成30年度補植サクラの生育状況の確認、平成31年度整備範囲の状況確認、令和2年度以降のサクラ補植地及びサクラの生育状況の確認、平成31年度整備範囲の状況確認、令和2年度以降のサクラ補植地及び伐採を要する樹木の確認、上水遺構の保全状況の確認を行いました。

平成30年度実施事業についてですが、確認できた事項は次のとおりです。  
・平成30年度に補植したサクラの苗木20本は、おおむね花が付いたことを確認しました。  
・2月中に適切な時期に植樹したことで、3月に植樹した昨年度よりも生育はやや良好であった。ただ、今後も苗木の植樹後は水やりを徹底すること・補植したサクラ周囲の環境は、樹木が伐採されて日当たりや風通しが改善された。サクラが成長する環境としては、整ったということになります。

また、ご指摘、ご指導いただいた事項といたしましては、平成25年度植樹分も含めて既存のサクラ、古木のサクラを被圧する樹木が大きく成長、増加したことにより、サクラの樹形変形の要因となっているため、早急にサクラ以外の樹木の伐採が必要である。

・補植を予定しているサクラを保護していく方策として、サクラから周

辺 5 m 範囲内に繁茂する中木、高木または今後影響を与える恐れのある樹木等は伐採することが求められる。また、既存のサクラに対しても同様の保護措置を講ずること。・玉川上水堤の法面に群生するササ類がめだってきており、大きく成長する前に処理した方がよい。通年の下草刈りのタイミングで、ササも含めて処理を刈り取ればよい。

・雨が降らず乾燥時期が続くと水不足でサクラは弱る。特に補植後のサクラ苗木の成長が弱いため、年間を通じて、また植樹後 3 年間は水遣りを徹底して行う必要があること。・玉川上水遺構の法面の土が露呈している部分については、崩落が進んでおりました。国史跡玉川上水の保護を目的に、崩落の一つの要因である雑木の伐採が必要である。史跡玉川上水、名勝小金井サクラ、両方の文化財を守っていく上でも雑木の伐採が求められております。

その他についても、大切なことを指摘いただいています。

・サクラ植樹のために伐採した雑木の萌芽更新が早く、既に大きく育ち、再度繁茂している。史跡及び名勝の管理上好ましいものではなく、モデル区間事業の意義が低下する。モデル区間とは、新小金井橋から関戸橋までの区間をさします。植樹したサクラが立派に成長するまでの期間中は、2、3年に一度のペースで雑木剪定、伐採という樹木管理を徹底すること。・サクラの維持管理を適切に円滑に進めるための柵内、玉川上水用地内への立ち入り許可の検討を進めることなどのご意見をいただきました。

最後、小金井橋から貫井橋区間の現況については、整備が行われていない区間の状況の確認をしていただきました。やはりこちらの区間についても、玉川上水用地の中に雑木が繁茂している状況を確認しておりますし、フェンスの外、人が歩く歩道帯のサクラ以外の樹木がいくつか見られますが、その樹木もサクラに影響を及ぼすということで、伐採が必要であるとのこと指摘をいただきました。このように視察では、平成 30 年度に植樹したサクラの苗木、未整備区間における植樹可能な場所や伐採樹木についてご意見いただいております。この結果については、東京都に提供し、適切な維持管理方法の共有を図っているところです。以上です。

亀山委員長  
高木主事(学芸員)

この視察結果については、東京都に報告するのですか。

はい。委員会の一つの記録として残し、かつ情報を共有するという形で、管理者または所有者である東京都、教育庁、水道局にそれぞれ発信して、今後の事業の進め方についての一つの基礎資料として、提供しております。

亀山委員長  
高木主事(学芸員)

文書として東京都の教育庁に渡すことになる、ということですね。

はい。

亀山委員長  
椎名委員

何かこの件で、ご質問、ご意見等ございますか。

指導事項のなかで、桜周辺 5 m ですが、半径 2.5 m と考える場合もあるので、基本的には、樹木から 5 m、東西南北と表記してください。

それともう一つ、5 m というのは、補植するときの考え方ですよ、

在来のものについてはその考え方はやめていただきたい。在来木に対しては伐採。みんな伐採したのだから5mも必要ないのではという考えもあるかもしれませんが、実態はそうになっていませんので、植える時は更に5mのきちんとした距離をとってそこは草地にすると。せつかく植えるのですから、やはり環境はきちんと整えてあげないと。

亀山委員長 5mというのは、最初に水道局の方と現場を廻って見たときに、せめて5mくらいは離して欲しいと話したところから始まっています。

伊東委員 最低5mですか。

亀山委員長 そうですね。そうしておきますか。

伊東委員 その他のところで、柵内への立ち入り許可の検討とありますが、これはもう半年たっていて、水道局とは話し合いはしているのでしょうか。

高木主事(学芸員) 以前からこのような検討課題は出ておりました、実際に東京都とは話し合いをもっていますが、現在お答えできる段階ではありません。継続して東京都と話をすすめているところです。

伊東委員 何回くらい協議されたのですか。

高木主事(学芸員) 正確な回数は把握しておりませんが、複数回は行っております。水道局にもどのような条件であれば許可できるかについては、考えていただいているところです。

亀山委員長 いずれにしても、この話はけりをつけていただかないと。よろしくお願ひします。

小野委員 私は、当日参加できなかったのですが、指導事項の最初の二つとその他の内容は同じように思えるのですが、なぜ分けているのでしょうか。

高木主事(学芸員) そうですね、分ける理由は特に無いので、まとめます。

亀山委員長 そうですね、それではそのようにまとめていただいて、東京都の方にも提出いただくということで、よろしくお願ひします。

それでは、次に小金井橋～新小金井橋区間整備事業について、お願ひします。

## (2) 小金井橋～新小金井橋区間整備事業について

高木主事(学芸員) 資料3をご覧ください。参考写真と記載した資料も併せてご覧ください。本整備区間の3期目となります。本年度に植樹を予定している場所は、資料3の白い丸で示しております。小金井橋に近い場所両岸で、北側で19本、南側で7本、合計26本が本年度に新たに植樹する数となります。

現在どのような状況になっているかといいますと、参考写真の2段目の左側に今年の4月に撮影したものがございしますが、現在は、柵の内側に高木である雑木が非常に繁茂している状況です。左側が五日市街道です。ご覧のとおり、高木が大きく成長することにより、車の脇に桜があるのですが、変形した形で成長しております。特に五日市街道に近い桜については、生育状況、樹形の変形が著しい環境となっております。

参考写真の上段、こちらは整備前の状況と整備後の状況を同じ地点で撮影しております。整備前については、ケヤキなどの雑木が多くて、被

圧されている状況が分かると思います。こちらの雑木を伐採し、新たに植樹した整備後の状況が右側の写真になります。日当たりの改善、風通しの改善がよくわかるかと思います。ここ数年はさえぎるものがなくなりますので、桜の生育状況としては良好となっていくかと思います。

また、桜の苗木については、市民団体の方々が育成してくださった小金井（サクラ）に由来のある明確なヤマザクラを植樹いたします。

植樹にあたりましては、伐採樹木や伐採範囲について、資料1の視察結果の指導事項に基づいて実施していきます。説明は以上です。

今年度の植樹について、本委員会で計画の確認と承認をいただければ、東京都によってサクラ以外の樹木の伐採・剪定が冬頃に行われる運びとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

亀山委員長 資料3にあるように26本、今年度は植える予定だということですね。前に植えたもので枯れてしまったものについては、今年度はやらないのですか。

高木主事(学芸員) 小金井橋～新小金井橋区間の中で現時点での予定はありません。危なくなっているものについては今後の生育状況により検討していきます。

関生涯学習課長 枯死ということでは、しそうだという状況はあるかと思います。枯死したという状況の認識は現時点ではありません。生き物相手ですので、昨年度は、枯死したものも含めて補植しています。状況を勘案しながら進めていくものかと思っております。よろしく願います。

亀山委員長 せっかく補植をするのですから、枯死したものの補植も一緒にしたらよろしいのではないかと思います。東京都に早く認定してもらって進めたらよろしいのではないのでしょうか。

椎名委員 4月の我々委員会の現地視察の際に、完全に枯れたものは分かれますから、枯死の状況を委員会において確認したものを報告事項に含めて小金井市から東京都に報告し、東京都に再確認を求めるようなシステムにしてはどうですか。少し遅れますが。樹木は枯れるのが当たり前ですから。どんなに水遣りをしたとしても枯れない保障はないです。枯れることを前提に補植をするのは当たり前のことです。システムを作っていけばいいのではないかと思います。

伊東委員 私は建造物を担当していたので、このような自然のものはわからないのですが、このような生き物について文化財としての枯死の判定は手続きとしてはどのようにするのですか。参考にお聞きしたいのですが。建造物は、年4回委員会があって、そこで重要文化財などの修繕の必要性などを判断するのですが。

椎名委員 建造物の場合は、百パーセント完成した時点でのものが基準ですよ。樹木の場合はこれから育ちます。文化財としての判定ですよ。生きてるか、死んでいるかまでいくのでしょうか。上が枯れて、下が株だけ残っていても、ヤマザクラは萌芽が多いので、萌芽します。萌芽を育てるか、諦めるかは一つの判断になると思います。通常の公園では、萌芽はあてにしていません。雑木林の場合は、萌芽更新ということがあります。小金井（サクラ）の場合はどうなのですか。委員長。

亀山委員長 例えば天然記念物が枯れた場合は、指定解除をいたします。その際は、萌芽があっても指定時の状態が維持されていないからとの判断をします。完全に死んでいるかどうかよりも形を成していないという言い方で処理して、解除することは結構ありますね。この場合も同様でよろしいのではないですか。萌芽が多少なりあったとしてももはや幹がたってなくて体裁をなしていなければですね。

その他に何かありますか。

小野委員 資料3の図ですが、毎回このスケールの図が出てきていますが、実際にはもう少し細かい資料を作られるのですか。

亀山委員長 これは縮小してあるのですか。元の図は大きいのですか。

高木主事(学芸員) 資料としてはA3で作っております。本来はデータで管理しております。

小野委員 これで作業ができるのですか。丸の間隔がいろいろなののですが、何となくは分かるのですが。どういう考えでここに丸を置いているのかよく分からないところもあるのですが。

高木主事(学芸員) 植樹する場所のポイントですが、現地で作業を行って確認して資料に落としています。その際に既存のサクラを基準にして何メートル離れたところに植樹するか計測した上で資料に点を落としています。実態に即した欠損した場所又は空白地に植える箇所を設定しているので、間隔がバラバラで、規則性がないものとなっています。実際に現地でのポイントと白丸は基本的にずれがないようにしています。

小野委員 先に現場で植えた場所を確認したものを資料に落としているのですね。

亀山委員長 植え終わった後にGPSでその場所をきちんと把握すればいいのではないですか。この図はいい図だから、この図に正確な位置を落としこめますよね。

椎名委員 実はこれは大きい問題をはらんでいます。まず基本の図面がいつの時点で、何分の一の図面で、誰が作っているかと。例えば名札を付けても遠い将来名札がなくなるということがあります。その時にGPSで作成した図であれば、確認すれば、確かにここに樹木があったことが分かる。基本図が必要なのです。既存の木の枝張りの形はいつ調査したのですか。実態は現地で押さえているからかまわないのです。ですが、記録としてどう残すか。なかなか難しい話です。そろそろ小野先生が指摘されるようにきちんとした図面を作る必要があるかと思えます。誰が行うかも含めて大きな問題ですが。

高木主事(学芸員) 図面作成の際の正確な測量図については、以前からご指摘いただいているところです。誰が作成するか、管理者の教育庁か小金井市かは、協議していきたいと思えます。この元図となる図面については、平成25年度に東京都教育庁が作成したものをお借りして、そこに付け足しています。今後この最新版をどのタイミングで作成するかは、東京都と相談していきたいと思えます。

椎名委員 25年度ということは、23年度から始まっていますから、始まって

すぐに作成したのですね。

高木主事(学芸員) はい。その後の平成26年度以降については、データとしてまだ作られていないです。

伊東委員 この元図というのは電子データですか。

高木主事(学芸員) はい。

亀山委員長 でも、この図は結構よくできているかと思いますが。かなり精度高いですね。

椎名委員 小金井橋から新小金井橋の間の区間ですね。この写真ですね。この写真で本当かなと少し疑問が出てきますよね。ケヤキが覆いかぶさっていますから、半分以上。そうすると本当にサクラだけ測定できたのかなと少し疑問が残ります。どのような調査をされたのかわかりませんが。いずれにしても、これをきちんとした図面にできるのならば、そうしていただきたいですね。それで、丸ではなく点で落とさない、位置は。この図は皆さんが見やすいようにした縮小図面ですから、丸で記されていますが。大きな図面の中にGPSできちんと落としていくようなそういう作業をしていかないと。

亀山委員長 図面がしっかりしているものだとすると、植えた場所の地点をGPSでこの図面に落とせばいいだけだから、簡単にできますよね。きちんと座標をとって作っているはずですから。もとは。位置がしっかり押さえられていることが一番大切なので。

それではよろしいでしょうか。この件につきましては以上とさせていただきます。いろいろご意見いただきましたので、よろしく願いいたします。3番目が今後の整備事業について、お願いします。

### (3) 今後の整備事業について

高木主事(学芸員) 資料2をご覧ください。来年度以降の話になります。未だ整備されていない未整備区間への桜の植樹については、継続して推進していく考えをもっております。未だに整備されていない区間、小金井橋から西側地域、貫井橋、茜屋橋の区間です。そして、もう一つの区間、梶野橋から東側で、武蔵野市域にかけての数百メートルがそれぞれ、未整備区間でございます。特徴的なのは、それぞれ未整備区間の玉川上水北側が他市、別の自治体の市域となっております。例えば小金井橋から茜屋橋までの区間の北側は小平市域、梶野橋から東側も北側は武蔵野市域です。基本的に小金井市域は片側のエリアとなっております。歩道についても、片側は小金井市の管理下となっております。

亀山委員長 梶野橋から武蔵野市域までは全長どのくらいですか。

高木主事(学芸員) 120m弱です。

資料4をご覧ください。令和2年度以降の計画についてですが、区間の距離が長くサクラの欠損箇所が多い茜屋橋から小金井橋までの約1キロ区間を想定しています。整備が完了した区間では、1年で200m程度の範囲で植樹を進めてきたことを考慮しますと、おおむね5年を要する事業となります。

ただし、対岸が小平市であることから、この区間を整備することに際しましては小平市との事前調整は不可欠です。現在、小金井市と小平市で共同して整備することが可能かどうか、この辺りは、東京都を交え小平市と現在協議しているところです。まだ具体的などころまではつめておりません。

現状では、小金井市側の右岸、南側だけで、41本の植樹が必要であると小金井市では試算しております。41本については、資料4にある黒い丸の部分が想定される植樹が必要となる場所になります。

次の計画の策定や事業の実施にあたりましては、これまでの本市の整備事業モデルを参考にしながら、小平市や東京都と引き続き連携、調整を図って進めていきたいと思っております。

亀山委員長

ありがとうございました。確認いたしますと、資料2で見ると、小金井橋から梶野橋までは今年度の事業で完全に全部桜並木ができたと考えていいのですか。

高木主事(学芸員)

はい。

亀山委員長

この区間は、大きな樹木、邪魔しそうな大きなケヤキは無いのですか。

高木主事(学芸員)

少し残ってはおります。

亀山委員長

どうしたらいいですかね。水道局にやってもらわなければならない。

高木主事(学芸員)

残してしまった一つの理由としては、周辺に桜を植える必要がなかったために、伐採する理由が無かったところもあります。

亀山委員長

でも、植える必要が無かったとしても、既に植えられている桜がいじめられていたとしたら、可哀そうですね。それは伐採してもらわないと。

高木主事(学芸員)

はい。現在の考え方ですと、伐採が必要になります。

亀山委員長

それはきちんとやった方がいいですよ。計画というのだから、計画書をきちんと作って、少なくとも小金井市域における桜の整備事業を今後、来年度以降どうしたいか、すべきことは何かということを中心に整理してお願いすべきことはお願いした方がいいですよ。その一つとして、小金井橋から梶野橋までの区間は終えているのだけれども、残されたケヤキの問題がある。これについては、玉川上水の中にあるのだから、水道局に伐採してもらおう。どのくらいあるのか、何本あるのかをこちらで調べた上でお願いするということをしないと、ほおっておくとまた、桜がいじめられることになるということがありますよね。それが一つなのですが、また、完成したのでしたら、その区間については、何かイベントをしてはどうですか。この区間はできたのだという。来年の春頃にとか。桜を植えたときにはケヤキはもう無いはずだから。植えたての桜はあるにしろ、花を見られる桜もあるでしょうから。この区間の完成記念桜祭りとか。桜の会と一緒にってははどうですか。考えてください。

椎名委員

委員長、先ほど完成とおっしゃいましたが、違いますね。というのは、この水道局の用地に植えるのは新しい計画なのです。亀山先生がだされた素晴らしい計画ですが。今まで自治体とか、東京都とか、道路とか



公園とか、管理が分かれていたのです。管理レベル違いますからね。はっきり言えば財政状況が違います。それから市のプライオリティが違う、予算のつけ方が違うのです。小金井市域だって、都の緑道とかが入っていますから、やる人も指定管理者だったりして。でも柵の中に植えることによって、教育委員会なり、水道局なり、責任者が一本化されますよね。これがすごく大きいのですよね。実は。人が育てますから。誰が管理するか、こういう行為、中に植えることで出来上がるのですよね。そうすることによって、管理者の違いが今後出てこなくなるのです。

ということはね、今ある木が、明後日台風が来ますよね。台風が来れば必ず倒れますから、何本か。道路に倒れたりしたら、邪魔ですからすぐ伐採しますよね。道路管理者が。そうすると瞬時に無くなってしまいます。4月頃に我々が見ても分からないみたいな状態になってしまう。

逆に言えば、倒れたり枯れたりしたら、中側に植えなければならないのです。その追跡はやらなければならない。

倒れたら、今度は中側に補植しなければならない。その時がチャンスです。新しい小金井桜の生育空間を確保する上では最善の条件になります。現状では。そういう行為をこの3kmから4kmですか、往復でね。この区間で監視しなければならない。

私も行事を行うことは結構大事だと思いますね。

小金井市から言えば管理の一本化、完成、東京都には耳が痛いのですが、今後どんどん枯れたり倒れたりするわけですから、この植え方がバラバラではないかというのはそういうことなのです。そういうのを意味しているのです。今あるところにまた植えても、ヤマザクラなどの被圧で苗木がやられてしまうことをさしていますから。そういう意味では、一つの完成ではあるけれども、まだまだ。

私は、平成5年の調査を基にして、調査をしました。それによると、市ごとに管理レベルが違うのがはっきり分かります。小金井市では右岸も左岸も8mくらいの間隔で植えてあります。ところが、小平市だと16m間隔くらいある。武蔵野市や西東京市でもそうです。

植えた当時は同じ間隔で植えたのですが。結果として管理を一本化することに意味があることの証明でもあります。

倒れたら内側に新しい苗木を植えて育てる計画にしておかないと。

亀山委員長

いずれにしろ、整備計画を作って、きちんと計画書を作って、小平市側と武蔵野市側の未整備区間と、全体の区間について管理をどうするかということ、管理の体制をどうするかということを中心にきちんとしたものに書いておいて、市としての態度をきちんと文章化して計画書として残すと。それに基づいて東京都に対して市としての態度を示していくと。そうしないと、いつまでたっても確認されないまま進んでしまいますから

関生涯学習課長

先ほどのイベントのご提案や、区間のケヤキの問題、計画は今年度で終わることについてご指摘いただきました。昨年、我々の名勝小金井桜のパンフレットを新しく改訂いたしました。昨年、我々の名勝小金井桜についてのこれまでの歴史と本事業のこれからの進め方についての説明を記載したものを作

成し、市民の方に無償配布いたしました。この事業は、市民及び市民以外の方にも、広く知ってもらふ必要があるということで、そういった意味で、文化財センターでも春の企画展示において、毎年その情報の発信には務めてまいりました。今後もそのような形でもどんどん発信していかないと思っております。委員長が市としての一定考えをとおっしゃった件については、今後一層、東京都教育庁、小平市さん、武蔵野市さん、西東京市さんとの連携が必要だと思っておりますので、鋭意連携を進めて調整を図って行きたいと思っております。

亀山委員長 ついでにお伺いしたいのですが、小金井市の区間は、全部が土木の道路の扱いになっているのですか。緑道も入っていますか。玉川上水のところに、ずっとハイキングができる緑道があるのです。小金井市を除くとかなりの部分が都の緑道ですよ。公園扱い、公園緑地部が管理していますよね。

道路管理係長 五日市街道側のことですか。

亀山委員長 玉川上水の全域にある緑道の件です。

道路管理係長 玉川上水の南側は市道、市の管理している道路ですが、北側は都道です。

亀山委員長 北側は都管理なのですか。

道路管理係長 はい。

椎名委員長 そうです。西部公園です。

亀山委員長 公園だから都市公園法が関わっているのですよね。

椎名委員長 先ほどお話ししたようにものすごく複雑なのですね。小平市で調べたら、小平市では公園課が管理している歩道があるのです。道路の歩道なのに通学路とするために、水道局から借りているそうです。6キロ区間が大変複雑なのです。管理レベルが違うのです。管理の違いは、小金井桜の場合は著しくあるのですよね。街路樹なみですね。すごく苦勞なさいますね。

亀山委員長 椎名先生がおっしゃるようないろいろな部署が関係していて大変なのは分かっているのですが、公園緑地図が関わりがあるはずの場所なのですよ。緑道として。だったら、隣りが小金井公園なのだから、公園緑地とも付き合っておいた方がいいのではないかということが言いたかったのです。

椎名委員長 そうですね。おそらく小平市になると緑道が多く出てきます。都市公園法ができる前までは、小金井桜は全部都の公園緑地部が管理していたのです。事実なのです。一体管理なのです。都市公園法ができてから、道路は道路管理者が管理するようになったのです。

亀山委員長 名勝に指定される前から、公園課の職員が桜の世話を一生懸命やってきたから今こうして桜が残ってきた歴史があるから。苗圃が欲しい。苗を作るのに公園の土地が使えたりできるかもしれないので、仲良くした方がよいのではと思ったのです。

脱線しましたが、整備事業については、そういう整備計画を早急に作って整理された方がよろしいかと思っております。それでよろしいでしょうか。

伊東委員 小金井橋から茜屋橋の区間の先ほどの説明での小平市域の対岸部分の

補植は、両岸ということですか。

高木主事 (学芸員)

はい。

伊 東 委 員

小平市さんとは協議しているのですか。再来年から始めるのですか。

高木主事 (学芸員)

始める時期は検討中です。

伊 東 委 員

両岸一緒にやっっていかなければならないのですか。考え方ですが。

高木主事 (学芸員)

選択枝はいくつかもっていかねばならないと思っています。

足並み揃えていくのが理想ですが、小平市さんが進められない場合は、小金井市が単独で行うことも考えなければなりませんし、伊東委員がおっしゃったように、1年間でどれだけ進めるかについても考える計画だと思います。

亀 山 委 員 長

小金井市の側で単独でやりますと言ったら、対岸のケヤキを切ってくれとお願いしても、了解されていない小平市からは、うちのケヤキを勝手に切るなどいわれますから、それは無理ですよ。玉川上水を挟んで向こう岸のケヤキを切らないとだめなのです。南側のケヤキを切っただけだと。単独で行うのは無理です。きちんと計画を作って小平市に話を持っていかないと。

伊 東 委 員

そうなのですね。

椎 名 委 員

一番予算を使わなければならないのは水道局ですよ。伐採ですよ。伐採経費を1年間に一度にどれだけ使えるかにかかっていると思います。それを片側だけでは絶対やらないですよ。経費が掛かって仕方がないですから。費用が2倍になってしまう。両岸やっっていくということでしょうね。

ヤマザクラも武蔵野の雑木林の構成樹種ですから。同じような下草が出てくることは間違いないですから。そういう説得材料をきちんと作っていくことが。計画としては、委員長がおっしゃるように、5分の一でも立体的に進めていくという事しかないと思います。いろいろな方法があるという必要は無いと思います。中央突破しかないと思います。

伊 東 委 員

小平市とは協議はすすんでいるのですか。例えばストップしているのだとしたら、武蔵野市さんと進めた方がいいのではないですか。小平市さんとは協議が進んでいるのですか。

高木主事 (学芸員)

進んでいるとこちらは認識しているのですが。

伊 東 委 員

武蔵野市との話は進んでいるのですか。

高木主事 (学芸員)

小平市ほど具体的に話は進めていないです。

亀 山 委 員 長

武蔵野市は以前きましたよね。あれはこちらから声をかけたのですよね。

高木主事 (学芸員)

平成28年にですね。試験的に8本ほど植えたことがあります。それから様子をみよう。こちらの事業モデルの結果をうかがっているのかもしれない。

椎 名 委 員

これは作戦ですね。

亀 山 委 員 長

イベントをやりましょう。

椎 名 委 員

それは必要かもしれませんね。小金井市の方は、小金井桜として広報もしているので結構浸透していますからね。小平市は距離でいうと、小金井市より多いのですよね。

いかに小平市の方が市民を説得していけるか。小金井市は小金井桜で

すからそういう宿命があるのかと思います。先ほどお話ししたように、小平市は15mから16m、小金井市は8mくらい。小金井桜の市民の認識の違いを表しているようです。

亀山委員長 指定されてからの熱意が違ったのではないですか。というところで整備事業についてはよろしいですか。それでは、その他 小金井桜現況把握調査について、お願いします。

(5) その他

ア 小金井桜現況把握調査について

高木主事(学芸員) ア 平成30年度に亀山先生のご指導の下、小金井桜現況把握調査を実施し、台帳を作成したのでご報告します。

平成29年度には、平成22年度から平成28年度までの7年間で植樹したヤマザクラの生育状況を調査しました。

それを踏まえて、今回は、植樹したサクラだけではなく、既存の古木を加えた小金井市域の全サクラを対象に、現況把握を主眼として調査したものです。これにより、小金井市域の古木の欠損の状況や植樹したサクラの育成方法、植え替した履歴が一覧として把握できるようになりました。

亀山委員長 現物を回して、見ていただけてください。

(台帳を委員間で回覧して閲覧する。)

高木主事(学芸員) 情報量が膨大ですので、回覧となります。

また、平成29年度の生育状況調査も台帳の中に反映しておりますので、今後、生育状況を確認する基礎資料ともなります。

事務局といたしましては、台帳は、毎年植樹するごとに更新することでサクラの実態把握を徹底しながら、今後の整備事業の参考にしていく考えです。

亀山委員長 これは、私が指導と言われましたが、実は小金井桜の会の皆さんが長年調べられたデータを元に作られた台帳なので、大変貴重な、ありがたいものです。これだけ樹木を良く調べたものはないのではというほど非常によく調べられているので、他の地域にも事例としてお見せできるのではないかと思います。あとは、定期的に成長量を計測して、今後の記録に残しておくとよいですね。

高木主事(学芸員) 時期を見定めて行っていきたいと思います。

椎名委員 私も機会がありまして、小金井橋から陣屋橋までの69本くらいですが、南側だけですが、調べました。あるかないか。もとにしたのは平成5年のあの井出先生の調査ですね。

その時に、ヤマザクラはそれなりに残っています。カスミは殆どなくなりました。カスミザクラやオオシマザクラは、自然分布から言うところの辺に無いのです。はっきり申し上げて。過去何十年か前に植えた時に暑くてこんなところに住んでいられないと。南側と北側では違います。ケヤキがあれだけ大きくなっていますから。昔の人はたいしたもんですね。ヤマザクラは武蔵野の大地に中にきちんと自生していたことははっきり分かっていたから。そういう意味でも植えられたのではないかという気はす

るのです。ですから、あとはソメイヨシノとかが入っていましたがけれども。ソメイヨシノは幅が広がりますから。剪定されてしまうことがありますけれども。人為的に淘汰される可能性もある。オオシマザクラは温暖化で、結構。小金井公園では、素晴らしいオオシマザクラの銘木があります。やはりヤマザクラかという事もあるかと思えます。あと気候変動ということで全体で違ってくるかと思えます。ヤマザクラがどうなるかも含めて、そういうことも調べないと。ソメイヨシノは北海道南部、上の方まできています。ソメイヨシノは沖縄ではだめですね。暑すぎて。そういう影響もありますので、そういうこともお調べになった方がいいのではないかと。データがあれば、私が調べてもいいですが。

亀山委員長 せっかく調べられたのでしたら、それをいただくと参考になるのですが。

椎名委員 69本ですからね。あの当時千二百何本ですよ。

亀山委員長 それでも。いただいて参考にさせていただけないでしょうか。

椎名委員 例えばオオヤマザクラは、あるところに集中して植わっているのです。カスミザクラも同じように、離れたところに集中して植わっているのです。今回69本中の中にカスミザクラは確か16本くらいあったのですが、実態を見ますとゼロでした。カスミザクラはここらへんでは弱いので。希望的観測ですが、だんだんヤマザクラに収束していくのかなと。でも10年おきくらいに調べていかないと、全体の傾向が分からないのですが。傾向は把握できると思います。

亀山委員長 調査ものは毎年行った方が忘れないのです。私は自分の扱っているものについては、毎年やることにしています。是非継続することが大事だと思いますので、そのことは、記録に残しておいてください。よろしく願いします。

それでは、イ 東京都水道局作業説明会について、山崎係長お願いします。

#### イ 東京都水道局作業説明会について

山崎文化財係長 玉川上水の管理をされている水道局の方で、玉川上水の樹木、交通に支障をきたすおそれがあるもの、桜の生育に影響を与えるものがあるもの等を選んで定期的に伐採をしてくださっています。その伐採作業をする前に、近隣の住民の方達のご理解を得るために例年作業説明会を開催しております。今年は10月28日(月)午後6時から7時半、小金井市内の玉川上水に近い施設である緑センターにおいて開催する予定になっております。説明会には、水道局の他、文化財、桜の管理者である東京都教育庁、伐採を担当する業者の方々、小金井市からは生涯学習課、環境政策課、道路管理課の職員が同席しまして説明を行う予定です。本事業に関連した説明会ですので、ご案内も兼ねてご説明いたしました。

亀山委員長 関係者が皆集まるのです。平日の夜に行われるのです。

山崎文化財係長 はい。ちなみに、去年は市民の方が15名ご参加いただきました。

亀山委員長 ここでは、この事業で来年植える桜のためにケヤキを伐採することにつ

いての説明もされるのですか。

山崎文化財係長 はい。桜の生育に影響を与える樹木の伐採についての説明もございません。

椎名委員 小平市は別に行うのですか。

山崎文化財係長 はい。

椎名委員 一緒に行う方がよさそうですね。戦略的には。

亀山委員長 この説明会は、開催されることが決まっていることですので。それでは、次、台風への対応について、お願いします。

#### ウ 台風への対応について

関生涯学習課長 まず、9月9日未明に関東を直撃した台風15号による小金井サクラの被害状況ですが、倒木が1件ございました。場所は、小金井橋から新小金井橋の間の五日市街道側のNo.284番のサクラです。

大規模な枝折れについては、3件ございました。小金井橋から新小金井橋の間に1件、No.286番のサクラです。その他新小金井橋から関野橋の間に2件あり、No.387番とNo.650番です。いずれも東京都教育庁において処置済みです。

つづきまして、台風19号関係です。

報道によりますと、明日・明後日と関東に勢いを衰えることなく最接近が予想される場所であり、小金井サクラも倒木などの被害がでることが予見されます。事務局としましては、13日台風が過ぎ去った後に現地確認を行い、被害がでた場合一定の措置がとれるよう体制を整えたいと思っていますところですので。以上です。

亀山委員長 何かご質問がありますか。

小野委員 前に伺ったかもしれませんが、ケヤキなど、伐採したものはどうされているのでしょうか。

椎名委員 道路にあるのは道路の付属物ですから、道路管理者に所有権があるわけでしょうが。

高木主事(学芸員) 伐採の対象は、水道局用地の中なのですが、伐採後の処理について、明確な答えをこちらは把握しておりません。

椎名委員 あれだけのケヤキですから。国分寺の五日市街道沿いに船舶木材の会社があります。五日市街道や青梅街道の屋敷守の大きくなったケヤキを木造船の舳先などに活用しているようなのです。五日市街道沿いのは一本立ちですが、玉川上水沿いのは分岐していますからね。実態はどうなのでしょうね。

亀山委員長 あまり真剣に聞くと答えづらくなってしまいかもかもしれませんので、聞き方があるかもしれません。

関生涯学習課長 伐採したケヤキについては、その後どのようにしたか、又、生物多様性の観点からの考え方もございます。水道局には折に触れて、支障のない範囲で聞いてみたいと思います。

小野委員 使い方の説明によっては、別の提案も考えられるかと思いましたが。

亀山委員長　それでは、次回の開催日程ですね。

## 2 次回開催日程について

山崎文化財係長　次回の開催は、令和2年2月14日（金）午前10時からこちらの801会議室になります。よろしくお願いたします。

亀山委員長　それでは本日はこれで終わりいたします。事務局にお返しいたします。

関生涯学習課長　事務局からは以上になります。慎重審議どうもありがとうございました。